

## 『焼却施設等の設置に関する考え方について』

平成 26 年 10 月 20 日（月）

先の一関市議会 9 月定例会及び 9 月 30 日の一関地区広域行政組合議会において、狐禅寺地区への仮設焼却施設、新焼却施設並びに新最終処分場の建設に関して多くの質疑が行われました。これらは、建設候補地として提案させていただいた狐禅寺地区や、仮設焼却施設の焼却灰の埋め立てを提案させていただいた舞川地区だけに関わるものではなく、広く一関地方全体に係る課題でもあります。

市内から発生する家庭ゴミなどの一般廃棄物や東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林業系放射能汚染廃棄物（以下、農林業系廃棄物）をどのように処理していくべきかは、一関市だけではなく一関地区広域行政組合が所管する地域全般に関わる課題であり、廃棄物処理を担っている一関地区広域行政組合だけで全て解決できるものではないということを改めて認識しているところです。

本日の記者会見については、焼却施設等の設置に関する考え方やこれまでの経緯、今後の取り組み方針について、一関市長として、また一関地区広域行政組合の管理者として、私の考え方を申し上げます。

### 1. 県南地区ごみ処理広域化基本構想

平成 11 年 3 月に岩手県は、「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定しました。その内容は、県内を 6 ブロックに区分し平成 29 年度を目標年度としてブロック毎にごみ処理広域化を推進する指針を示しました。

これを受け、平成 15 年 7 月に県南ブロックの市町村と一部事務組合により県南地区ごみ処理広域化検討協議会を組織し、県南ブロックにおけるごみ焼却施設のあり方について協議を進め、平成 24 年度末に、協議会において、

- ダイオキシン類対策においては、既に課題を克服していると言える。燃焼管理に加えて吸着除去の方法、分解除去の方法などの処理技術により十分に低減が可能である。
- 災害発生時や緊急時の対応を考慮し、相互支援、リスク分散を視野に入れた施設整備を推進する。
- 放射性物質に汚染された廃棄物の他の地域への移動は住民理解が得られない状況にある。

などから、「将来の広域化を念頭に置きながら直面する課題をクリアする必要があり、1 施設への集約化を避け、2 つの施設体制を推進する。」との結論を得ました。

平成 25 年 10 月には、岩手県から同様の趣旨で「現状に合わせた整備を進め、社会情勢の変化を見ながら柔軟に対応していきたい。」との考え方方が示され、このことを受け、平成 25 年 11 月 5 日に協議会において「当面の対応として胆江地域と一関地域の 2 施設体制

とし、計画的に施設整備を進める。」とする「県南地区ごみ処理広域化基本構想」が策定されたところです。

## 2. 農林業系廃棄物の処理

これまで、市及び組合では、放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥、ほだ木等の農林業系廃棄物の処理を進めてきました。

このうち、牧草につきましては、大東清掃センターにおいて、施設周辺の皆様にご理解をいただき、平成 24 年 2 月から焼却を開始し、平成 25 年 8 月に当初計画数量の 1,613 トンを焼却処理し終えたところであります。

しかしながら、国の暫定許容値が引き下げられたことにより、新たに 4,925 トンの牧草の処理が必要となったことから、いわゆる利用自肅牧草の全体の量が増えたということで、施設周辺の方々の皆様にご理解をいただき、平成 26 年 5 月に焼却を開始しました。この全量を焼却するまでの期間は、概ね 5 年と見込んでおり、その 5 年間に牧草が飛散したり腐敗するのを防ぐため、焼却と並行して一時保管施設の設置とペレット化を進めており、今年度中に全ての牧草及びペレットを一時保管施設へ搬入する予定です。このペレットについても、今後、大東清掃センターで焼却を行う計画であり、現在、焼却方法についての実証を行っているところです。

稲わらにつきましては、355 トンを一時保管施設 33 か所で保管しております。

堆肥につきましては、4,533 トンを一時保管施設等で保管しております。

ほだ木につきましては、14,500 トンを遮水シートで覆い、ほだ場周縁に一時保管しており、乾しいたけ 25 トンにつきましては、保冷庫において一時保管しております。

このような状況の中、指定廃棄物となる 1 キログラム当たり 8,000 ベクレルを超える稲わら、堆肥については、国が仮設焼却施設を設置し、焼却する方針が示されたところです。

## 3. 施設設置の考え方

### (1) 仮設焼却施設

農林業系廃棄物のうち、指定廃棄物（1 キログラムあたり 8,000 ベクレル超）は「放射性物質汚染対処特措法」に基づき国が処理し、指定廃棄物以外のものについては「廃棄物処理法」に基づいて市町村が処理することとされております。

また、岩手県では、市町村等の既存の焼却施設により、焼却灰の放射性物質濃度が 1 キログラム当たり 8,000 ベクレル以下になるように、農林業系廃棄物と一般廃棄物と混焼し、発生した焼却灰は既存の管理型一般廃棄物最終処分場に埋め立てる方針としております。

市と組合は、この国及び岩手県の方針に基づき、既存の焼却施設である一関清掃センター及び大東清掃センターで焼却処理を行い、舞川清掃センター及び東山清掃センターで焼却灰を埋め立てることについて検討してきました。

その結果、一関清掃センターは、焼却炉の形式により焼却灰が高濃度になってしまふこと、また、放射性物質に汚染された廃棄物を焼却する際の排ガス対策に有効とされるバグフィルターを設置するなどの改造が出来ないことから、一関清掃センターの活用は不可能と判断しました。

一方、大東清掃センターは既にバグフィルター等が完備されていることから、農林業系廃棄物の焼却に活用することとしましたが、牧草の処理だけでも 5 年を要し、大東清掃センター 1 施設だけでは全体の処理に長期間を要することとなることから、仮設焼却施設の必要性について検討を進めてきた経緯があります。

検討に際しては、環境省とも協議を重ね、平成 25 年 12 月に

- 国が仮設焼却施設を設置し、一般廃棄物との混焼方式により 1 キログラム当たり 8,000 ベクレルを超える指定廃棄物を焼却する。
- 指定廃棄物焼却終了後は、一関地区広域行政組合が国から施設を譲り受け、指定廃棄物以外の農林業系廃棄物を焼却する。
- 発生する焼却灰は、既存の管理型一般廃棄物最終処分場に埋め立てる。

との方針を確認しました。

この環境省との確認に基づき、市と組合では、一関清掃センターが収集する一般廃棄物を活用して農林業系廃棄物を混焼することが最も効率的であると考え、現一関清掃センター近隣に仮設焼却炉を設置することが望ましいと考えました。

## (2) 新焼却施設及び新最終処分場

現在の一関清掃センターの焼却施設は、昭和 56 年の稼働開始から 33 年余が経過し、長期の稼働により施設全体の老朽化が進行しています。また、最終処分場についても平成 35 年頃には、埋立終了時期を迎えます。このようなことから、新たな焼却施設及び新しい最終処分場の建設が喫緊の課題となっています。

平成 25 年度に策定された「県南地区ごみ処理広域化基本構想」では、一関清掃センターと大東清掃センターを統廃合し、平成 33 年度に新施設の稼働を目指すこととしており、これにより、一関市・平泉町地域に新たな焼却施設を建設するという基本的な方向性が定まりました。

新たに建設する焼却施設は、単に焼却機能を有するだけでなく、世界最高水準の技術を導入した、焼却により発生するエネルギーを効果的・効率的に取り出せる、そういう機能を有する環境に配慮した施設をしたいと考えております。

また、周辺には焼却施設で発生する熱エネルギー等を活用した複合施設を配置し、人々がそこに集まり交流でき、視察者が大勢訪れるような教育的役割も果たすような、世界に誇れるシステムを構築したいと考えております。

新施設の具体的な内容について、今後、検討を進めてまいりますが、焼却灰のリサイクルや可燃ごみの固形燃料化、森林資源等のバイオマスを活用した発電等、エネルギーを生み出し、資源を再利用する施設をしたいと考えております。

これは、従来のようなごみ処理あるいは焼却というものではありません。エネルギーを生み出し、再利用する、エネルギーセンターというイメージであり、私は、新施設を地域に貢献できる、地域の発展につながる施設にすることを前提に考えており、狐禅寺地区を一関市発展の中心的地域と位置付け、将来の都市形成に向け、狐禅寺地区の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。

また、新最終処分場については、新焼却施設に近い場所が望ましいと考えています。

### (3) 狐禅寺・舞川地区への提案、住民説明会の開催

平成 25 年 3 月から翌年 1 月までの間に 5 回にわたり狐禅寺地区生活環境対策協議会役員との懇談会を開催し、仮設焼却施設の設置、新焼却施設及び新最終処分場の建設、狐禅寺地区のまちづくりについて、意見交換を行いました。

この間に、平成 25 年 11 月に「県南地区ごみ処理広域化基本構想」が策定され、同年 12 月には、国と農林業系廃棄物の処理方針を確認したことから、市及び組合として、狐禅寺地区への仮設焼却施設、新焼却施設、新最終処分場の建設の方針を固め、本年 3 月 8 日に狐禅寺地区生活環境対策協議会の代議員を対象とした説明会において、狐禅寺地区への設置について提案したところです。

狐禅寺地区内の真滝 2 区から 6 区の地域住民の皆さんへは、それぞれの行政区ごとに本年 4 月と 7 月に提案内容の説明をさせていただきましたが、現在のところ、住民の皆さんのご理解を得られるまでには至っていないところです。

また、舞川 5 区、7 区、8 区、9 区の住民の皆さんには、本年 3 月に仮設焼却施設から排出される焼却灰の舞川清掃センターへの埋め立てについて提案し、7 月には、行政区ごとに、同様の提案内容の説明をさせていただいたところです。

### (4) 覚書

平成 12 年に一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会が取り交わした覚書があります。これまで、市議会、一関地区広域行政組合議会において、答弁しているとおり市長として、管理者として、その存在を重く受け止めております。

これまででも、公害防止対策などの環境保全について、誠意をもって対応してきているところですが、一方で地域の基盤整備などの地域振興策については、地域の要望に対して十分に応えられていない部分もあり、整備が遅れていることを真摯に受け止めております。

覚書を締結した当時は、ダイオキシンへの対策が大きな課題となっていましたが、現在は、ダイオキシンを安全に処理する技術が確立されており、焼却施設の排ガスや騒音、悪臭についても十分に抑制でき、住民の皆さんにも安心していただける施設を建設することが可能となっています。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する農林業系廃棄物の処理が必要となったとともに、平成 25 年 11 月に策定された「県南地区ごみ処理広域化基本構想」において、災害時、事故時等のリスク分散や相互支援の優位性を踏まえ、県南地区については、それまで想定していた 1 施設ではなく 2 施設体制で整備を進める方針が示されるなど、覚書を締結した当時とは、状況が大きく変わったものと私は認識しています。

こうしたことから、これからの一関市の将来を見据えた中で、狐禅寺地区をエネルギー循環型のまちづくりの中心に位置付けるという新たな提案をしたところです。

## （5）狐禅寺地区への今後の対応

これまでの説明会では、皆さんから放射能に関する様々な質問を頂きました。しかしながら、私ども市の行政には専門的な知識がないため、必ずしも十分な説明ができた状況とは言えませんでした。そこで、住民の皆さんに放射能に対する理解を深めていただくため、専門家による講演会を開催いたします。

また、最新の焼却施設やエネルギー利用施設の状況をご理解いただくため、施設見学会を開催いたします。

狐禅寺地区の振興策につきましても、これまでに地域の方々から要望がありながらも、実施できずにきた例えば市道の舗装整備などについては、私が自ら現地を確認したうえで、本年度から事業に着手しているところです。

これらを通じて、住民の皆さんに新施設の建設を理解していただけるよう、誠意をもつて、一層丁寧な説明に努めてまいります。

## 4. 今後の方針

### （1）ごみ減量化への取り組み

家庭から出るゴミなどの一般廃棄物は、一関清掃センター及び大東清掃センターにおいて処理しておりますが、それぞれの清掃センターで、焼却やリサイクルの方法などが異なっているため、ごみの分別方法についても、一部異なる部分があり、ごみ袋も別々になってしまっています。

ごみは、私たちが生活を送る際に必ず発生するものであり、ごみを減らし、リサイクルを進めることは、市民全体の課題です。ごみの減量化や分別には、市民の皆さん一人ひとりの協力が不可欠ですので、ごみ袋の規格等を見直し、平成 28 年度からごみ袋を統一することにより、ごみの減量化に市民一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、焼却灰のセメント原料化など、焼却灰の資源化についても検討を行い、最終処分場への埋め立て量の減少にも取り組んでまいりたいと考えております。

### （2）エネルギー循環型のまちづくり

私が地域の皆さんに提案した新たな施設は、従来の廃棄物処理や焼却施設というイメージではなく、廃棄物を熱エネルギーや電力などのエネルギー資源とし、エネルギーを生み出し再利用するエネルギーセンターのイメージです。

今後、効果的・効率的にエネルギーを生み出すためのごみ分別の方法や処理方式をはじめ、太陽光や風力のほか森林資源を活用したバイオマスエネルギーなど、地域の様々な資源を組み合わせてより大きなエネルギーを生み出す仕組みや、発生したエネルギーを活用し多くの人々が集まる複合施設の整備について、具体的な検討を進めてまいります。

また、これらの取り組みを見学、体験できる施設として、次世代エネルギーパークの認定を目指してまいります。

これらの検討にあたりましては、本年 11 月に関係部署によるプロジェクトチームを立ち上げ、広域行政組合と連携を図りながら、早急に検討を進めてまいります。

このプロジェクトチームでは、例えば、新たな取り組みとして、木質バイオマスを活用したバイオエタノールやバイオディーゼル燃料の精製やこれらを燃料とした発電、あるいはガス化による発電や熱利用などの技術開発について調査・研究し、林業振興や雇用創出に結び付くバイオマス産業の展開も検討していきたいと考えております。

以上、私の考えを申し上げたところですが、一般廃棄物や農林業系廃棄物の処理については、市政全般に関わる重要な課題でありますので、市民各位のご理解とご協力をいただきながら課題解決に向け、市と広域行政組合が一体となって全力で取り組んでまいります。

# 参考

## 覚書

一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会との間において、下記のとおり覚書をとり交わす。

### 1. ごみ焼却施設の建設について

一関地方衛生組合のごみ焼却施設は、狐禅寺地区に建設しないことといたします。

### 2. 既存ごみ焼却施設について

既存ごみ焼却施設の運営については、平成9年8月29日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく同法施行令及び同法施行規則が改正されたことにより、既存の焼却炉についても5年以内にダイオキシン削減の規制基準に適合させるため平成12年度、平成13年度にわたり、排ガス処理の工事を実施いたします。

この工事は、国の補助金を受けて実施することから、完了後7年間はごみ焼却施設の運営を行なってまいります。

### 3. 今後のごみ処理について

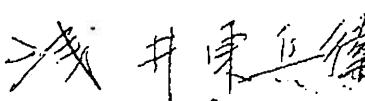
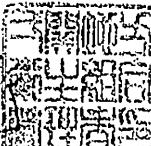
岩手県が策定したごみ処理広域化計画目標（平成29年度）を出来るだけ前倒しするため、最善の努力をいたします。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成12年12月27日

一関地方衛生組合

管理者 一関市長

渡井東彦  
  


狐禅寺地区生活環境対策協議会

会長

